

参庶文発第 9 号  
令和 7 年 1 月 31 日

林弘法律事務所  
弁護士  
山中 理司 様

参議院事務局庶務部文書課長



## 事務局文書不開示通知書

令和 6 年 11 月 25 日付けの事務局文書開示申出書に記載された文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

### 1 不開示とした文書の名称

どのような場合に国會議事堂の中央玄関を開けることになっているか、及び国會議事堂の中央玄関を開ける際の事務局内部の手続が書いてある文書（最新版）として、以下の文書「警務部執務提要」

### 2 不開示とした理由

国会・両議院がその機能を十全に發揮するためにはその運営にあたって一定の秩序が保たれなければならない。このため、両院議長には、国会法に基づき、院内の紀律を保持するためにこれを乱す者に対し命令・強制する作用が議長警察権として認められている。この議長警察権の行使は、参議院にあっては、参議院規則に基づき、議長の指揮の下に、衛視及び警察官によって行われることとなっている。

本件対象文書は、院内の秩序保持を担う衛視の執務参考資料であり、職務の適正かつ円滑な遂行に資することを目的として、衛視の執務に密接に関連する文書をまとめた資料である。本件対象文書には、警務部が実施する院内における警備の人的・物的体制及び要領についての情報、警務部の職員研修及び装備等に関する情報、組織及び人事管理に関する情報など様々な情報が記録されており、これは大きく分けると、警務部が行う院内の秩序維持の中核をなす情報と、それを言わば後方支援する周辺情報であると言える。これらは単独で又は有機的に関連しあって、警務部が行う院内の秩序維持に関する事務を規定している。

したがって、これらの情報を公にした場合、例えば警務部が行う検査や取締り等の手法が分析され、より巧妙かつ不正な対策を講じてその検査等をすり抜けることが可能となるなど、警務部が行う院内の秩序維持に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件対象文書に記載されている情報は、その全体が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第5条第6号柱書きに相当し、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当することから不開示とする。

(注) 事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて苦情がある場合には、事務局が本通知を発出した日の翌日から起算して3月以内に、所定の書面にて、事務局に対して苦情を申し出ることができます。

(規程第13条、第14条及び第15条)

(担当) 文書課 電話03（3581）3111（内線74007～74010）